次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第九十九号（以下「告示」という。）別表第一の0010007の項、0010010の項、0010013の項、0010014の項、0010015の項、0010073の項、0010094の項、0010101の項、0010165の項、0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010321の項、0010387の項、0010388の項、0010433の項及び0010587の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0010079の項、0010081の項、0010328の項及び0010431の項に規定する機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県越前市、福井県鯖江市、福井県越前町、福井県南越前町、福井県池田町、福井県南越前町、長野県長野市、長野県松本市、	告示別表第一の0010058の項、0010142の項、0010146の項、0010170の項、0010172の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010204の項、0010285の項、0010288の項、0010328の項、0010421の項、0010526の項、0010538の項、0010550の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準

改正前

一　［同上］

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第九十九号（以下「告示」という。）別表第一の0010007の項、0010010の項、0010013の項、0010014の項、0010015の項、0010073の項、0010094の項、0010101の項、0010165の項、0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010321の項、0010387の項、0010388の項、0010433の項及び0010587の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0010079の項、0010081の項、0010328の項及び0010431の項に規定する機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県越前市、福井県鯖江市、福井県越前町、福井県南越前町、福井県池田町、福井県越前町、長野県長野	告示別表第一の0010058の項、0010142の項、0010146の項、0010170の項、0010172の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010204の項、0010285の項、0010288の項、0010328の項、0010421の項、0010526の項、0010538の項、0010550の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準